

# 官報

号外 昭和三十五年三月二十五日

## 第三十四回 衆議院會議録 第十五号

昭和三十五年三月二十五日(金曜日)

議事日程 第十三号

昭和三十五年三月二十五日

午後一時開議

第一 治山治水緊急措置法案(内閣提出)

第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 治山治水緊急措置法案(内閣提出)

日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十三年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

午後四時六分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

日程第一 治山治水緊急措置法案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、治山治水緊急措置法案を議題といたします。

右

治山治水緊急措置法案

國会に提出する。

昭和三十五年二月二十日  
内閣総理大臣 岸 信介

治山治水緊急措置法案

(目的)  
第一条 この法律は、治山治水事業の緊急かつ計画的な実施を促進することにより、国土の保全と開発を図り、もつて国民生活の安定と向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「治山事業」とは、次の各号に掲げる事業で、國

が施行するもの及び都道府県又は都道府県知事が施行し、かつ、これに要する費用の一部を國が負担し、又は補助するものをいう。

一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業

二 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又ははた山に關して同法

第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又ははた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又ははた山崩壊防止工事に関する事業

2 この法律で「治水事業」とは、次の各号に掲げる事業で、國が施行するもの及び都道府県知事が施行し、かつ、これに要する費用の一部を國が負担し、又は補助するものをいう。

一 河川法(明治二十九年法律第七十一号)第一条に規定する河川(同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川を含む)に關する事業(第四号に該當するものを除く)。

二 砂防法(明治三十年法律第十九号)第一条に規定する砂防設備に關する事業

三 地すべり等防止法第五十一条

第一項第一号又は第三号に規定する地すべり地域又ははた山に關して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又ははた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又ははた山崩壊防止工事に関する事業

四 特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第二条第一項に規定する多目的ダムの建設工事に関する事業

3 次の各号に掲げる事業は、前二項の規定にかかわらず、治山事業又は治水事業に含まれないものとする。

一 農林水産業施設災害復旧事業費國庫補助の暫定措置に關する法律(昭和二十五年法律第六十九号)又は公共土木施設災害復旧事業費國庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業

二 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行なう新設又は改良に關する事業

三 昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に關する特別措置法(昭和三十四年法律第七十二号)による

伊勢湾等高潮対策事業

四 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)第二条第二項に規定する復旧工事に関する事業

五 地震による地盤の変動のため必要を生じた河川に関する事業で政令で定めるもの

(治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画)

第三条 農林大臣は、中央森林審議

会の意見をきいて、昭和三十五年度以降の五箇年間に於いて実施すべき治山事業に関する計画(以下「治山事業前期五箇年計画」という。)

五箇年間に於いて実施すべき治山事業に関する計画(以下「治山事業後期五箇年計画」という。)

を、建設大臣は、河川審議会の意見をきいて、昭和三十五年度以降の五箇年間に於いて実施すべき治水事業に関する計画(以下「治水事業前期五箇年計画」という。)

及び昭和四十年年度以降の五箇年間に於いて実施すべき治水事業に関する計画(以下「治水事業後期五箇年計画」という。)

は治水事業前期五箇年計画及び治水事業後期五箇年計画(以下「治水事業十箇年計画」と総称する。)

は、治山事業又は治水事業につき、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 前期及び後期の各五箇年間に於いて実施すべき事業の目標
二 前期及び後期の各五箇年間に於いて実施すべき事業の量

農林大臣及び建設大臣は、第一項の規定により治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画の案を作成しようとするときは、治山治水事業の総合性を確保するため、あらかじめ相互に調整を図らなければならない。

農林大臣又は建設大臣は、第一項の規定により治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ経済企画庁長官に協議しなければならない。

農林大臣又は建設大臣は、第一項の規定による協議の決定があつたときは、遅滞なく、治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画を都道府県知事に通知しなければならない。

前五項の規定は、治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

(治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画の実施)

第四条 政府は、治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由

治山治水事業を緊急かつ計画的に実施するため、治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画の決定に関する事項等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員長羽田武副郎君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔羽田武副郎君登壇〕

○羽田武副郎君 たいま議題となりました治山治水緊急措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、治山治水事業が、国土の保全及び開発を行ない、経済基礎を強化し、もって国民生活の安定と向上をはかる見地から、きわめて緊要な施策であり、かつ、近年における台風・豪雨

等による激甚なる被害並びに産業経済の発展に伴う諸用水の需要の急増等の事態にかんがみ、治山治水事業につきまして、昭和三十五年度を初年度として、新たな構想のもとに十カ年計画を策定し、これを計画的に実施するため基本法を制定しようとするものであります。

本案の内容は、第一に、治山治水事業の十カ年計画の内容となるべき範囲を規定しており、第二に、治山治水事業の作成にあたっては、治山治水事業の総合性を確保するため、農林大臣、建設大臣は、あらかじめ調整をはかることとし、長期経済計画との関係において経済企画庁長官と協議することとし、第三に、治山治水事業十カ年計画の実施を確保するために、財政上はもろろん、行政上、諸般の措置を講ずることになっております。

本案は、去る三月一日本委員会に付託され、三月十七日には農林水産委員会との連合審査をする等、慎重審議いたしました。その詳細は會議録に譲ることといたします。

かくして、三月十八日、質疑を終了いたしましたところ、日本社会党を代表して山中日露史君より修正案が提出されました。すなわち、本法案の第三条第四項は、農林大臣または建設大臣

は、事業計画作成にあたって、経済企画庁長官と協議するものとなっており、また、経済企画庁長官のほか、新たに北海道開発庁長官を加えようとするものであります。

この修正案につきましては、自由民主党を代表して二階堂進君より反対、日本社会党及び民主社会党を代表して山中吾郎君より賛成の旨の討論が行なわれ、採決の結果、修正案は少数をもって否決され、原案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次いで、自由民主党の木村守江君より次のごとき附帯決議案を提出され、提案理由の説明があつて後、採決の結果、全会一致をもって附帯決議を付することに決定した次第であります。附帯決議は次の通りであります。

治山治水緊急措置法案に対する附帯決議

本法の施行にあたり、政府は左の点に留意し、所期の目的達成に遺憾なきを期すべきである。

一、各年度の予算につき、充全の措置を講じ、確実な実行を期すること。

二、治水計画においては利水の関係を考慮し、総合的計画の樹立にとむること。

三、海岸保全の計画を速かに確定し、国土保全の万全を期するとともに、実施に当りては、農林、建

設、運輸等各省間の調整を積極的  
に図ること。

四、北海道開発計画については、そ  
の特殊性に鑑み、北海道開発庁長  
官との連絡に遺憾なきを期する  
こと。

右決議する。

以上、御報告を申し上げます。

(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしま  
す。

本案は委員長報告の通り決するに御  
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認  
めます。よって、本案は委員長報告の  
通り可決いたしました。

日程第二 裁判所職員定員法の一  
部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、裁判  
所職員定員法の一部を改正する法律案  
を議題といたします。

裁判所職員定員法の一部を改正す  
る法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月八日

内閣総理大臣 岸 信介

裁判所職員定員法の一部を改正  
する法律

裁判所職員定員法(昭和二十六年  
法律第五十三号)の一部を次のよう  
に改正する。

第一条の表中「一、一〇二人」を

「一、一五二人」に、「七三〇人」を

「七〇〇人」に改める。

第二条中「一万九千九百三十四人」

を「二万七千人」に改める。

附則

この法律中第一条の改正規定は昭  
和三十三年四月十七日から、第二条  
の改正規定は同月一日から施行す  
る。

理由

第一審における訴訟の適正迅速な  
処理を図る等のため、下級裁判所の  
裁判官の員数及び裁判官以外の裁判  
所の職員の員数を改める必要があ  
る。これが、この法律案を提出する  
理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を  
求めます。法務委員長清瀬戸山三男  
君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔瀬戸山三男君登壇〕

○瀬戸山三男君 ただいま議題となり  
ました裁判所職員定員法の一部を改正  
する法律案につきまして、委員会にお

ける審議の経過並びに結果を御報告申  
し上げます。

本案は、第一審充実強化方策の一環  
として、特に裁判官の負担が過重と  
なっている地方裁判所の判事の員数を  
五十人増加するとともに、簡易裁判所  
判事を三十人減員しようとするもので  
あります。また、近年、少年の保護事  
件が急増の傾向にある等の実情にかん  
がみまして、これら事件の処理をつか  
さざる家庭裁判所調査官を二十名増員  
する等、裁判官以外の裁判所職員の定  
員をも改正しようとするものでありま  
す。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を  
求めます。法務委員長清瀬戸山三男  
君。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしま  
す。

本案は委員長報告の通り決するに御  
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認  
めます。よって、本案は委員長報告の  
通り可決いたしました。

日程第三 行政管理庁設置法の一  
部を改正する法律案(内閣提出)

総理府設置法の一部を改正する法  
律案(内閣提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動  
議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第三ととも  
に、内閣提出、総理府設置法の一部  
を改正する法律案を追加して両案を  
一括議題となし、委員長の報告を求  
め、その審議を進められんことを望み  
ます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動  
議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認  
めます。よって、日程は追加せられま  
した。

日程第三、行政管理庁設置法の一部  
を改正する法律案、総理府設置法の一  
部を改正する法律案外一案

部を改正する法律案、右両案を一括し  
て議題といたします。

行政管理庁設置法の一部を改正す  
る法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十六日

内閣総理大臣 岸 信介

行政管理庁設置法の一部を改正  
する法律

行政管理庁設置法(昭和二十三年  
法律第七十七号)の一部を次のよう  
に改正する。

第三条第六項を削る。  
第三条の二中第八項を第九項と  
し、同条第七項の表を次のように改  
め、同項を同条第八項とする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
函館行政監察局	函館市	渡島支庁、檜山支庁及び後志支庁の所 管区域並びに函館市
旭川行政監察局	旭川市	宗谷支庁、留萌支庁、網走支庁及び上 川支庁の所管区域並びに稚内市、留萌 市、北見市、網走市、紋別市、旭川 市、十勝市及び名寄市
釧路行政監察局	釧路市	根室支庁、釧路支庁及び十勝支庁の所 管区域並びに根室市、釧路市及び帯広 市
青森行政監察局	青森市	青森県
岩手行政監察局	盛岡市	岩手県
秋田行政監察局	秋田市	秋田県
山形行政監察局	山形市	山形県

昭和三十三年三月二十五日 衆議院會議録第十五号 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案外一案

福島行政監察局	福島市	福島県
茨城行政監察局	水戸市	茨城県
栃木行政監察局	宇都宮市	栃木県
群馬行政監察局	前橋市	群馬県
埼玉行政監察局	浦和市	埼玉県
千葉行政監察局	千葉市	千葉県
神奈川行政監察局	横浜市	神奈川県
新潟行政監察局	新潟市	新潟県
山梨行政監察局	甲府市	山梨県
長野行政監察局	長野市	長野県
富山行政監察局	富山市	富山県
石川行政監察局	金沢市	石川県
岐阜行政監察局	岐阜市	岐阜県
静岡行政監察局	静岡市	静岡県
三重行政監察局	津市	三重県
福井行政監察局	福井市	福井県
滋賀行政監察局	大津市	滋賀県
京都行政監察局	京都市	京都府
兵庫行政監察局	神戸市	兵庫県
奈良行政監察局	奈良市	奈良県
和歌山行政監察局	和歌山市	和歌山県
鳥取行政監察局	鳥取市	鳥取県
島根行政監察局	松江市	島根県
岡山行政監察局	岡山市	岡山県
山口行政監察局	山口市	山口県
徳島行政監察局	徳島市	徳島県
愛媛行政監察局	松山市	愛媛県
高知行政監察局	高知市	高知県
佐賀行政監察局	佐賀市	佐賀県
長崎行政監察局	長崎市	長崎県
熊本行政監察局	熊本市	熊本県
大分行政監察局	大分市	大分県
宮崎行政監察局	宮崎市	宮崎県
鹿児島行政監察局	鹿児島市	鹿児島県

第三条の二中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項の表中「札幌管区行政監察局」を「北海道管区行政監察局」に、「仙台管区行政監察局」を「東北管区行政監察局」に、「東京管区行政監察局」を「関東管区行政監察局」に、「名古屋管区行政監察局」を「中部管区行政監察局」に、「大阪管区行政監察局」を「近畿管区行政監察局」に、「広島管区行政監察局」を「中国管区行政監察局」に、「高松管区行政監察局」を「四国管区行政監察局」に、「福岡管区行政監察局」を「九州管区行政監察局」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 行政管理庁長官は、前項の事務のほか、管区行政監察局に、第二条第三号に掲げる事務のうち行政機関の機構、定員及び運営に関する調査の事務並びに同条第十三号に掲げる事務のうち行政管理庁及び統計基準局の所掌する事務を分掌させることができる。

附則 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理由 行政管理庁地方支分部局に、必要に応じて、行政管理庁及び統計基準局の所掌事務の一部をも分掌させることができることとするともに、同地方支分部局の名称を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

局を「中部管区行政監察局」に、「大阪管区行政監察局」を「近畿管区行政監察局」に、「広島管区行政監察局」を「中国管区行政監察局」に、「高松管区行政監察局」を「四国管区行政監察局」に、「福岡管区行政監察局」を「九州管区行政監察局」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 行政管理庁長官は、前項の事務のほか、管区行政監察局に、第二条第三号に掲げる事務のうち行政機関の機構、定員及び運営に関する調査の事務並びに同条第十三号に掲げる事務のうち行政管理庁及び統計基準局の所掌する事務を分掌させることができる。

附則 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理由 対外経済協力に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項並びに宇宙の利用及び宇宙科学技術に関する重要事項について、それぞれ調査審議するため、総理府に「対外経済協力審議会及び宇宙開発審議会」を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

は、宇宙の利用及び宇宙科学技術に関する重要事項について、それぞれ調査審議することを任務とするものであります。

本案は、二月二十九日本委員会に付託され、三月一日政府より提案理由の説明を聞き、三月二十五日質疑を終了し、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、前田委員より、三党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、全会一致をもって議決されました。

次に、これを朗読いたします。

附帯決議

政府は宇宙の開発にあたり、国際的には常に世界平和を念願して、国際機構の確立と育成に、最大の努力を期し、政治体制の対立を超えて、国際的協力を推進すべきである。

国内的には、関連する各分野における基礎的研究をもあわせて、均衡ある総合的計画を策定し、かつ此の計画の実施にあつては常に公開の原則を守り、民主的かつ恒久的な開発を期すべきである。

右決議する。

〔参照〕

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条第六項の改正に関する部分を次のように改正する。

第二条中第十三号を第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 各行政機関の業務及び前号に規定する業務に関する苦情の申出につき必要なあつせんを行なうこと。

第三条第三項から第五項まで中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第六項を削る。

第三条の二第二項の次に一項を加える改正規定中「第十三号」を「第十四号」に改める。

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

日程第三の委員長の報告は修正、総理府設置法の一部を改正する法律案の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り決しました。

日程第四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和三十三年二月二十四日 内閣総理大臣 岸 信介

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「規定する定時制の課程」の下に「(以下)定時制の課程」といふ」を加える。

第八条中「第四条」の下に「及び第七条」を加え、同条を第十条とし、第七条を削り、第六条の見出し中「私立学校」の下に「の設備」を加え、同条を第九条とし、第五条の見出し中「公立学校」の下に「の設備等」を加え、同条を第八条とし、第四条の次に次の三条を加える。

(国立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当)

第五条 国立の高等学校で、定時制の課程を置くもの又は通信教育を

行なうものの校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。以下同じ)及び教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師及び政令で定める実習助手に限る。以下同じ)には、その者の俸給月額に百分の七(俸給の特別調整額を受けける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、百分の五をこえない範囲内において)を乗じて得た額の定時制通信教育手当を支給する。

2 前項の定時制通信教育手当に關し必要な事項は、文部大臣が定める。この場合においては、文部大臣は、人事院の意見を聞かなければならない。

(公立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当)

第六条 公立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当は、前条の規定による国立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当を基準として定めるものとする。

(定時制通信教育手当についての国の補助)

第七条 国は、毎年度、地方公共団体が公立の高等学校の校長及び教員に対して支給する定時制通信教育手当に要する経費(当該地方公共団体が公立の高等学校の校長及び教員に対し、その者の給料の月額に百分の七(管理職手当を受け

る者にあつては、職務の複雑、困難及び責任の度合においてその者に対応する国立の高等学校の校長及び教員のうち俸給の特別調整額を受けける者)について、第五条第一項の規定により文部大臣が定める額の定時制通信教育手当を支給する場合にあつては、そのこえる部分に係る経費を除く。)の三分の一を、当該地方公共団体に對し、予算の範囲内において補助することができる。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行に伴い地方公共団体が公立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当に關する条例を制定するにあつては、当該地方公共団体は、当該条例の施行により、当該条例の規定による定時制通信教育手当を受けべき者について、その者が受けべき当該手当の月額が当該手当に相当するものが現に受けている給与の月額に達しないこととなるときは、当該手当を受けべき者について、当該手当を受けべき者について必要な経過措置を当該条例において定めなければならない。

(他の法律の一部改正)

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

昭和三十五年三月二十五日 衆議院會議録第十五号

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案 昭和三十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

二七八

第二百四条第二項中「新炭手当」の下に、「定時制通信教育手当」を加える。

4 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「給与」の下に、「定時制通信教育手当」を加える。

5 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「新炭手当」の下に、「定時制通信教育手当」を加える。

理由

高等学校で定時制の課程を置くもの又は通信教育を行なうものの校長及び教員の職務の複雑困難性にかんがみ、これらの校長及び教員に対し定時制通信教育手当を支給するため措置を講じ、もつて高等学校の定時制教育及び通信教育の振興を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長大平正芳君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔大平正芳君登壇〕

○大平正芳君 ただいま議題となりました、内閣提出にかかる、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過及びその結果を御報告申し上げます。

本案は、定時制教育または通信教育の複雑性、困難性にかんがみ、一、国立高等学校で定時制の課程を置くもの、または通信教育を行なうものの校長及び教員に対し、俸給月額百分の七に相当する定時制通信教育手当を支給すること、ただし、俸給の特別調整額、いわゆる管理職手当を受ける者については若干これを制限し、百分の五をこえない範囲内で、文部大臣が定める割合に従って支給すること、二、公立高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当については、国立の場合を基準として定めるものとし、国は、これに要する経費の三分の一を、当該地方公共団体に対し、予算の範囲内で補助すること、三、地方公共団体は、この手当に関する条例を制定するとき、従来から、名称のいかんを問わず、この手当に相当する手当を受けている者に、これにより不利益な結果が生じないよう必要な経過措置を定めることなどであります。

本案は、去る二月二十四日当委員会に付託となり、以来、慎重に審議されたのであります。特に、定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を政令で制限する理由、また、この手当の支給対象から学校事務職員を除いた理由などについて熱心に検討されました。これらの詳細については会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて、三月二十二日、本案に対する質疑を終了、討論に入り、日本社会党を代表して長谷川保君、民主社会党を代表して小牧次生君から、本案に対し、実習助手に対する定時制通信教育手当は、一部の実習助手に限定せず、実習助手全部に支給するよう措置されたいと、また、この手当の支給範囲から除外された学校事務職員の待遇改善に、現行制度を再検討されたい旨を要望されました。

かくて、討論を終了し、採決の結果、本案は起立総員をもって原案の通り可決されました。

次いで、自由民主党八木徹雄君から、本案に対し、

定時制通信教育手当について、実習助手に關する政令を定めるに際しては、その任務の重要性と産業界における待遇との均衡にかんがみ、特段の考慮を払うべきである。

この附帯決議案が提出されました。これに対し、自由民主党稲葉修君から賛成の意見が述べられ、採決の結果、起立総員をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日程第五 昭和三十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第五、昭和三十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

昭和三十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十五年一月二十九日 内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員理事小山長規君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔小山長規君登壇〕

○小山長規君 ただいま議題となりました、昭和三十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案につ

金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律(昭和三十八年法律第百号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

昭和三十八年度から昭和三十五年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

いて、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和二十八年年度から昭和三十四年度までの各年度において講ぜられて参りました国債償還資金の繰り入れに關する次のような二つの特別措置を、昭和三十五年度においてもまた踏襲しようとするものであります。

すなわち、第一の特別措置は、国債の元金償還に充てるための資金を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れる場合におきまして、その繰り入れるべき金額は、これを財政法の規定する前々年度剰余金の二分の一相当額のみにとどめまして、国債整理基金特別会計法の規定による前年度首現在国債総額の万分の百十六の三分の一の繰り入れは、これを停止するということでありませぬ。

第二の特別措置は、日本国鉄道及び日本電信電話の両公社が、それぞれその公社設立の際から政府に対して負うておりましたところの債務の償還元利金につきましては、一般会計を経由しないで、直接に国債整理基金特別会計へ繰り入れることとしたしまして、その場合、その繰入金額だけ一般会計から同特別会計への繰り入れがあつたものとみなすということでありませぬ。

本案は、去る一月二十九日大蔵委員会に付託されまして、審議の結果、三月二十二日、質疑を終了し、採決を行

ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決となりました。

なお、この法律案につきましては、全会一致をもって附帯決議を付すべきものと決しました。附帯決議の内容は次の通りであります。すなわち、

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認め、速やかに国債償還に關する適切な長期計画を樹立し、合理的な減債基金制度を確立すべきである。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認め、速やかに、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

案を議題となし、委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

附則  
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。  
2 この法律の施行により新たに任命される委員の任期は、原子力委

員会設置法第九條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については昭和三十六年十二月三十一日まで、一人については昭和三十八年六月三十日までとする。

理由  
原子力委員会の機能を強化するため、原子力委員会の委員の定数を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長村瀬宣親君。

○村瀬宣親君 たいだいま議題となりました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

○議長(清瀬一郎君) 御報告を申し上げます。本案は、原子力委員会の委員の定数を二名増加しようとするものであります。御承知の通り、原子力委員会は昭和三十一年に設置されたものであります。自來、わが国の原子力の開発利用は、原子炉の研究・開発を初めとして、核燃料物質の開発、アイソトープの利用等、わずか数年の間に著しい発

展が見られ、さらに各種の試験研究におきまして、その範囲を拡大し、内容を高めて参つて居るのであります。

このような情勢に應じて、原子力委員会の所掌事務もますます重要な度を加え、かつ増大して参つておりますので、この際、その機能を一そう充実強化しようとするものであります。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長村瀬宣親君。

○村瀬宣親君 たいだいま議題となりました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

○議長(清瀬一郎君) 御報告を申し上げます。本案は、原子力委員会の委員の定数を二名増加しようとするものであります。御承知の通り、原子力委員会は昭和三十一年に設置されたものであります。自來、わが国の原子力の開発利用は、原子炉の研究・開発を初めとして、核燃料物質の開発、アイソトープの利用等、わずか数年の間に著しい発

任ある審査機関を法制化するなど、原子力委員会の強化と充実を図り、ますます原子力行政の中核たらしめるよう努力すべきである。

二、原子力の平和利用においては、ひとり原子力発電のみならず、船舶用炉、アイソトープの産業利用等、ひろく関係各分野にわたつて、常に緊密なる協力を図ると共に、基礎的研究及び開発の分野において、燃料の生産、再処理並びに人材の養成等を含めて、それぞれ統一ある総合的計画を策定推進すべきである。

以上、御報告を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日本国有鉄道法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、

その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題といたします。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十五年二月十八日

内閣総理大臣 岸 信介

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「十六人以内」を「十七人以内」に改める。

第四十二条の二第一項に次のただし書を加える。

但し、日本国有鉄道が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき引き渡すためにする鉄道債券の発行については、運輸大臣の認可を受けることを要しない。

第四十二条の二中第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8 日本国有鉄道は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき鉄道債券を引き渡す必要があるときは、運輸大臣の認可を受けて、その鉄道債券の発行に関する事務の全部又は一部を外国の銀行又は信託会社に委託することができ、

9 外資に関する法律(昭和二十五年法律第六十三号)第三条に規定する外国投資家が前項の鉄道債券を譲り受けたときは、当該鉄道債券に係る貸付金債権について同法第十三条の二の規定による大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

第四十七条中「及び同条第六項」を「同条第六項及び同条第八項」に改める。

附則 1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律(昭和二十八年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

本則中「又は日本道路公団」を「日本道路公団又は日本国有鉄道」に、「又は日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第二十六条第一項」を「日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第二十六条第一項又は日本国有鉄道法

(昭和三十三年法律第二百五十六号)第四十二条の二第一項」に改める。

理由

日本国有鉄道が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づいて発行する鉄道債券に関する事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長平井義一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔平井義一君登壇〕

○平井義一君 ただいま議題となりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の要旨を簡単に御説明申し上げます。

御承知のように、日本国有鉄道は、東海道本線における輸送の行き詰まりを打開して、わが国経済の今後の発展に伴う鉄道輸送需要の増大に対処する

ため、目下、広軌・電気運搬方式による東京―大阪間幹線増設工事を実施いたしておりますが、本法案は、その工事の円滑を期するため、増設工事担当の理事を設けるために理事の定数の一名増加を行なうとともに、工事に要す

資金の一部として国際復興開発銀行から外貨資金の借入れを行なうために、その借入契約に基づいて発行する鉄道債券に関する事項を立法化する等、所要の改正をしようとするものであります。

本案は、去る二月二十二日当委員会に付託され、三月二日政府より提案理由の説明を聴取し、同月九日、十六日、十八日、二十二日及び二十五日質疑を行ない、慎重審議をいたしました。その詳細は会議録をごらん願います。

かくて、同二十五日、討論を省略、採決の結果、本法案は、全会一致、政府原案の通り可決いたしました。

なお、島口重次郎委員より、自由民主党、日本社会党、民主社会党三派を代表して、政府は、国鉄五カ年計画の進捗状況並びに財政悪化の実情にかんがみ、国鉄に対する各種公共負担の実情に於いて、政府出資の実施並びに財政資金の貸付条件の緩和をはかる等の措置を講ずるとともに、世銀借款については、国鉄の自主性がいやくもそ

こなわれることのないよう万全の措置を講ずべき趣旨の附帯決議案が提出され、採決の結果、これまた全会一致をもって可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。



本案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。  
 「異議なし」と呼ぶ者あり」  
 ○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

昭和三十三年、昭和三十四年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)  
 ○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。  
 すなわち、この際、昭和三十三年、昭和三十四年度衆議院予備金支出の件を議題となし、議院運営委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。  
 ○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。  
 「異議なし」と呼ぶ者あり」  
 ○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されまし

昭和三十三年、昭和三十四年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)  
 報告書  
 一、昭和三十三年、昭和三十四年度衆議院予備金支出の件  
 右件につき本院の承諾を求めるために報告する。  
 昭和三十三年三月二十五日  
 議院運営委員長 荒瀬清十郎  
 衆議院議長 清瀬一郎殿

昭和三十三年、昭和三十四年度衆議院予備金支出  
 昭和三十三年、昭和三十四年度衆議院予備金から、昭和三十三年十二月十日以降同三十四年十二月二十八日までの間において支出した金額は左のとおりである。  
 支出総額 七、九六〇、〇〇〇円  
 内  
 昭和三十三年 二、一六〇、〇〇〇円  
 昭和三十四年度 五、八〇〇、〇〇〇円  
 内訳

区	分	金額	理由及び内訳	議院運営委員 会承認年月日
昭和三十三年度	衆議院(組織)	2,160,000	在職中死亡した議員の遺族に対し弔慰金の支給を要するため	昭和三十三年 十二月十八日
	衆議院(項)	5,800,000	故議員森三樹二君分 歳費一カ年分相当額 1,000,000円 故議員鳩山一郎君分 歳費一カ年分相当額 1,000,000円	昭和三十三年 三月十日
予算	合計	7,960,000		
引算	合計	0		
予算	残額	7,960,000		
引算	残額	0		

外に第三十一回国会において支出承諾済額

昭和三十三年度	昭和三十四年度	金額	理由及び内訳	議院運営委員 会承認年月日
衆議院(組織)	衆議院(項)	5,800,000	在職中死亡した議員の遺族に対し弔慰金の支給を要するため	昭和三十三年 三月十日
	衆議院(項)	2,160,000	故議員助川良平君分 歳費一カ年分相当額 1,000,000円 故議員芦田均君分 歳費一カ年分相当額 1,000,000円 故議員五十嵐吉蔵君分 歳費一カ年分相当額 1,000,000円 故議員栗山博君分 歳費一カ年分相当額 1,000,000円 故議員野澤清人君分 歳費一カ年分相当額 1,000,000円	昭和三十三年 三月十日
予算	合計	7,960,000		
引算	合計	0		
予算	残額	7,960,000		
引算	残額	0		

9 斤  
 永年在職議員表彰費

院議をもつて表彰された永年在職議員の肖像画にかかる経費支出のため  
 前議員前田房之助君分 100,000円  
 議員 加藤録五郎君分 100,000円

昭和三十四年 六月二十二日  
 昭和三十五年 三月十八日

昭和三十五年三月二十五日 衆議院会議録第十五号 昭和三十三年、昭和三十四年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

昭和三十五年三月二十五日 衆議院會議録第十五号 朗誦を省略した議長の報告

○議長(清瀬一郎君) 議院運営委員長の報告を求めます。議院運営委員会理事三和精一君。

〔三和精一君登壇〕

○三和精一君 たいだいま議題に供せられました昭和三十三年度及び昭和三十四年度衆議院予備金支出の件について御説明申し上げます。

今御承諾をお願いいたします。昭和三十三年十二月十日から昭和三十四年十二月二十八日まで本院で支出した予備金七百九十六万円であります。その年度所属は、昭和三十三年度二百十六万、昭和三十四年度五百八十万となっております。なお、その用途は、在職中死没されました議員の遺族に贈った弔慰金、及び、院議をもってその功勞を表彰された永年在職議員の肖像画に要した経費であります。

以上の経費は、その都度議院運営委員会の承認を経たものでありますから、御承諾下さいますより希望いたします。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本件は承諾を与えるに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議ないと認めます。よって、承諾を与えることに決しました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。午後四時三十七分散会

出席國務大臣

法務大臣	井野 碩哉君
文部大臣	松田竹千代君
運輸大臣	楢橋 渡君
建設大臣	村上 勇君
國務大臣	中曾根康弘君
出席政府委員	
總理府總務長官	福田 篤泰君
大藏政務次官	奥村又十郎君
運輸省鐵道監督局長	山内 公敏君
局固有鐵道部長	廣瀬 眞一君

○朗誦を省略した議長の報告  
(通知書受領)

一、去る二十一日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

酒税法の一部を改正する法律

海岸法の一部を改正する法律

(見込額書受領)

一、去る十九日、内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づき昭和三十一年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

(報告書受領)

一、去る二十二日、内閣を経由して首都圏整備委員会委員長村上勇君から、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第十五条の規定に基づき首都圏整備計画作成及び実施状況報告書を受領した。

(応召議員)

一、去る二十三日召集に応じた議員は次の通りである。

岡山第二区選出 大養 健君

(常任委員辞任)

一、去る十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	受田 新吉君
地方行政委員	橋 兼次郎君
大蔵委員	横山 利秋君
文教委員	原 茂君
社会労働委員	小林 進君
農林水産委員	中村 時雄君
商工委員	八百板 正君
運輸委員	三木 武夫君
山花 秀雄君	河上丈太郎君
山花 秀雄君	大久保武雄君
井手 以誠君	金丸 徳重君
建設委員	三鍋 義三君
大久保武雄君	三木 武夫君
西村 榮一君	芳賀 貢君
野口 忠夫君	廣瀬 勝邦君
野口 忠夫君	風見 章君

懲罰委員

坂本 泰良君	山中日露史君
三鍋 義三君	

一、去る二十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 中村 時雄君

法務委員 中村 時雄君

大蔵委員 大貫 大八君

山花 秀雄君 大貫 大八君

中崎 敏君

社会労働委員 木下 哲君

河上丈太郎君

農林水産委員 受田 新吉君

中澤 茂一君 受田 新吉君

久保 三郎君

商工委員 林 謙治君

運輸委員 浅沼稻次郎君

建設委員 兒玉 末男君

予算委員 川崎 秀二君 佐々木良作君

決算委員 足鹿 覺君 神近 市子君

山田 長司君 中澤 茂一君

(常任委員補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員	中村 時雄君
地方行政委員	野口 忠夫君
大蔵委員	山花 秀雄君
文教委員	金丸 徳重君
社会労働委員	河上丈太郎君
農林水産委員	受田 新吉君

商工委員

八木 昇君	運輸委員	大久保武雄君	下平 正一君
		横山 利秋君	三木 武夫君
	通信委員	風見 章君	原 茂君
	建設委員	三木 武夫君	芳賀 貢君
		武藤 武雄君	大久保武雄君
	予算委員	三鍋 義三君	
	橋 兼次郎君	西村 榮一君	
	決算委員	神近 市子君	
	懲罰委員	三鍋 義三君	八百板 正君
		坂本 泰良君	
		大貫 大八君	中崎 敏君
		横山 利秋君	
	大貫 大八君	中崎 敏君	
	社会労働委員	小林 進君	佐々木良作君
	農林水産委員	足鹿 覺君	中村 時雄君
		中澤 茂一君	
	商工委員	西村 直己君	
	運輸委員	勝澤 芳雄君	
	建設委員	山花 秀雄君	

一、去る二十二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 受田 新吉君

法務委員 受田 新吉君

大蔵委員 中崎 敏君

横山 利秋君

大貫 大八君

社会労働委員 佐々木良作君

小林 進君

農林水産委員 足鹿 覺君

中澤 茂一君

商工委員 西村 直己君

運輸委員 勝澤 芳雄君

建設委員 山花 秀雄君

予算委員

林 讓治君 木下 哲君

決算委員

淺沼稻次郎君 中澤 茂一君  
河上丈太郎君 神近 市子君

(特別委員兼任)

一、去る十九日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員

内海 清君

一、去る二十二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員

竹谷源太郎君

国土総合開発特別委員

片島 港君

一、昨二十四日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

国土総合開発特別委員

竹谷源太郎君

(特別委員補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

竹谷源太郎君

一、去る二十二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

内海 清君

国土総合開発特別委員

辻原 弘市君

一、昨二十四日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

国土総合開発特別委員

小松信太郎君

(議案提出)

一、去る十九日内閣から提出した議案は次の通りである。

行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案

法律案

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

法律案

一、去る二十一日議員から提出した議案は次の通りである。

商工会法案(小林正美君外十名提出)

一、去る二十一日内閣から提出した議案は次の通りである。

裁判所法の一部を改正する法律案

一、去る二十二日議員から提出した議案は次の通りである。

地方税法の一部を改正する法律案

(安井吉典君外七名提出)

地方交付税法の一部を改正する法律案(加賀田進君外七名提出)

一、去る二十三日議員から提出した議案は次の通りである。

貿易、為替自由化に関する決議案(水谷長三郎君外一名提出)

一、去る二十三日内閣から提出した議案は次の通りである。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

一、昨二十四日議員から提出した議案は次の通りである。

四国地方開発促進法案(前尾繁三郎君外四十二名提出)

(案約要領)

一、去る二十一日参議院から受領した条約は次の通りである。

関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言の締結について承認を求めるの件

(案約要領)

一、去る二十一日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案

一、去る二十一日参議院から受領した同院紙審査案は次の通りである。

国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案

一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案

(案約付託)

一、去る二十一日委員会に付託された条約は次の通りである。

関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言の締結について承認を求めるの件(条約第三号)(参議院送付)

外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

自治庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

内閣委員会 付託

行政書士法の一部を改正する法律案(渡海元三郎君外二名提出、乗法第一六号)

地方行政委員会 付託

一、去る十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

内閣委員会 付託

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(金丸徳重君外七名提出、乗法第一九号)

文教委員会 付託

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案(内閣提出第一〇六号)

農林水産委員会 付託

一、去る二十一日委員会に付託された議案は次の通りである。

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

法務委員会 付託

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)(参議院送付)

国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案(第三十三回国会乗法第二二号)(参議院送付)

議院運営委員会 付託

一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案(内閣提出第一〇八号)(予)

外務委員会 付託

一、去る二十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

商工会法案(小林正美君外十名提出、乗法第二〇号)

商工委員会 付託

一、去る二十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(内閣提出、議決第一号)

以上二件 大蔵委員会 付託

昭和三十三年三月二十五日 衆議院會議録第十五号 朗読を省略した議長の報告

一、昨二十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方税法の一部を改正する法律案(安井吉典君外七名提出、衆法第二一号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(加賀田進君外七名提出、衆法第二二号)

以上二件 地方行政委員会 付託  
四国地方開発促進法案(前尾繁三郎君外四十二名提出、衆法第二三三号)  
国土総合開発特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る十八日、第三十三回国会において本院で継続審査をした次の本院提出案を参議院に送付した。  
失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律案  
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案  
船員保険法の一部を改正する法律案

一、去る十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。  
臨時受託調達特別会計法を廃止する法律案  
経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案  
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

公營企業金融公庫法の一部を改正する法律案  
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案  
住宅地区改良法案  
公營住宅法の一部を改正する法律案

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案  
漁船損害補償法の一部を改正する法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件  
国立学校設置法の一部を改正する法律案

一、去る十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。  
行政書士法の一部を改正する法律案(渡海元三郎君外二名提出)

一、去る十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。  
義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(金丸徳重君外七名提出)

一、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。  
商工会法案(小林正美君外十名提出)

一、昨二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。  
地方税法の一部を改正する法律案(安井吉典君外七名提出)  
地方交付税法の一部を改正する法律案(加賀田進君外七名提出)  
四国地方開発促進法案(前尾繁三郎君外四十二名提出)

一、去る十八日、次の議案は議決を要しないものとなつた旨内閣に通知した。  
(議案通知)  
船員保険法等の一部を改正する法律案(第三十一回国会内閣提出、本院継続審査)

一、去る二十一日、参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案  
酒税法の一部を改正する法律案  
海岸法の一部を改正する法律案

一、昨二十四日、議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。  
四国地方開発促進法案(前尾繁三郎君外三十三名提出)(衆法第一八号)

一、次の議案は、昨二十四日、提出者が撤回した旨参議院に通知した。  
(議案撤回通知)

四国地方開発促進法案(前尾繁三郎君外三十三名提出)  
(衆議院予備金支出の件報告書受領)  
一、今二十五日、議院運営委員長から、昭和三十三年度、昭和三十四年度衆議院予備金支出の件についての報告書を受領した。

衆議院會議録第十号(その一)中正誤

ハ段 行 誤 正  
二三 八 貿易・為替 貿易・為替

二六 一 一、貿易 一、「貿易」  
二七 三 二、施政 説で 施政演説で

二七 三 八 国交回復 国交回復

衆議院會議録第十三号中正誤

ハ段 行 誤 正  
二二 二 二 それ次に その次に  
二四 三 終り二のめ建設大臣 建設大臣の  
二五 三 終り二のめ建設大臣 建設大臣の

二六 三 七 居住した 居住して  
二七 三 四 厚生年金保 厚生年金保  
二八 三 四 險の 險法の

定価 一部 十五円  
（但し良質紙は二十円）  
（郵送料別）  
発行所 東京都新宿区市谷本町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段四三二五

明治二十五年三月三日第三種郵便物認可